

2025年7月7日 全10頁

のれんの償却・非償却に関する議論の展望

金融調査部 研究員 藤野 大輝
研究員 谷 京

[要約]

- 規制改革推進会議が2025年5月28日に取りまとめた「規制改革に関する答申」では、「スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討」が掲げられた。スタートアップを成長させるM&Aの促進という観点から、今後ののれんの償却をめぐる議論が熱を帯びると予想される。
- 日本会計基準ではのれんは償却をし、償却費は営業費用となる。一方、国際会計基準ではのれんは償却しないが、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを行う。のれんの償却・非償却については国際的に長く議論されてきたテーマであり、両者の違いの背景には会計基準ごとののれんに対する考え方の違いがある。それぞれのメリット・デメリットに加え、この考え方の違いを押さえておくことも重要である。
- 仮にのれんの会計処理に関する改正の議論を行うとしても、基準の改正には審議テーマの決定、審議、公開草案の公表といったプロセスがある。また、日本会計基準におけるのれんに対する考え方や、従来のにれん償却に対する広い支持を踏まえると、審議が行われる場合においても時間を要するだろう。

1. のれんの会計処理の在り方に関する検討が活発化

2025年5月28日、規制改革推進会議は「規制改革に関する答申」を取りまとめた。この答申は、「地方創生」「賃金向上、人手不足対応」「投資大国」「防災・減災」という四つの政策重点分野ごとに多岐にわたる規制改革項目を挙げたものである。そして、「投資大国」の実現に向けた規制改革の一つに、「スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討」が掲げられた。

次章で詳述するように、M&A で発生する「のれん」（企業合併・買収の際の、買収価格と被取得企業の純資産の差額）について、日本会計基準では定期償却が義務付けられており、その償却費は販売費及び一般管理費（営業費用）に計上することとなっている。しかし、のれんの償却費が財務報告上の収益を圧迫し、のれんを非償却とする国際会計基準（IFRS）を用いる外国企業と同等に評価されないことが、M&A を阻害する要因になっているとの指摘がある。また、会計処理において収益性の高い資産はのれんから除外される中、のれん償却費を営業費用として扱うことは実態に合わなくなりつつあるとの指摘もある。そこで、規制改革推進会議はのれんの会計処理の在り方に関し、以下の二つの措置を講ずるべきであると結論付けた¹。

- | |
|---|
| <p>a 内閣府及び経済産業省は、我が国会計基準におけるのれんの会計処理の在り方に関し、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）において、スタートアップに係る M&A を促進する観点から検討が行われるようスタートアップ関係者から公益財団法人財務会計基準機構に対して提案がなされることについて、フォローする。</p> <p>b 金融庁は、我が国会計基準におけるのれんの会計処理の在り方に関する提案がなされた場合には、ASBJ における議論において、こうした提案を行っているスタートアップ関係者の問題意識が十分くみ取られ、適切な議論が行われるよう、検討プロセスも含めフォローする。</p> |
|---|

また、6月13日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」では、日本会計基準におけるのれんの会計処理の在り方に関し、①「短期的な措置として、のれん償却費の計上区分を現状の営業費用から営業外費用へと変更すること」、②「中期的な措置として、のれんを非償却とすること等について、（中略）企業会計基準設定主体において（中略）適切な議論が行われるよう（中略）フォローする」とされた²。これらの答申や閣議決定を受けて、今後スタートアップに係る M&A を促進する観点から、のれんの償却をめぐる議論が熱を帯びると予想される。

そこで、本稿ではのれんの償却・非償却について、日本会計基準と IFRS の会計処理の違い、メリット・デメリット、考え方を整理する。そのうえで、今後ののれんの償却をめぐる議論がどのように進んでいくのかを展望する。

¹ 規制改革推進会議「[規制改革推進に関する答申](#)」令和7年5月28日、101-102ページ；内閣府規制改革推進室「[『規制改革推進に関する答申』主要事項説明資料](#)」令和7年6月、8ページ。

² 「[新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版](#)」令和7年6月13日、51ページ。

2. のれんの会計処理に関する違い

(1) 日本会計基準と IFRS におけるのれんの扱い

のれんを償却するか否かは、日本会計基準と IFRS の大きな違いの一つと言える。ここで、改めて両基準におけるのれんの扱いについて確認する（図表 1）。

図表 1 日本会計基準と IFRS におけるのれんの会計処理の主な違い

	日本会計基準	IFRS
償却	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 20 年以内の期間で、定額法などで定期的に償却する ➤ 償却額は販管費に計上する 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 償却しない
減損	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 減損の兆候がある場合、減損テストを行う ➤ 割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回れば、減損損失を認識する ➤ 減損損失を認識すべきと判定された場合は、帳簿価額と回収可能価額の差額を減損損失として当期の特別損失とする 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 減損の兆候がある場合に限らず、毎年減損テストを行う ➤ 回収可能価額が帳簿価額を下回れば、減損損失を認識する ➤ 減損損失を認識すべきと判定された場合は、帳簿価額と回収可能価額の差額を減損損失として当期の純損益とする

(出所) 各種会計基準等より大和総研作成

① 日本会計基準

日本会計基準では、のれんは 20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却し、その償却額は販売費及び一般管理費に計上する。また、のれんに減損の兆候がある場合、減損テスト（減損損失を認識すべきか否かの判定）を行う。この兆候の把握や減損テストは、原則として、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位で行う。

減損の兆候の例としては、次のような事象が挙げられている。それぞれの事象について、例えば市場価格が帳簿価額から 50% 程度以上下落した場合は「市場価格が著しく下落したこと」に該当する等、具体的な基準も示されている。

- ✓ 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること
- ✓ 資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること

- ✓ 資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること
- ✓ 資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと

減損の兆候がある場合には減損テストを行い、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回れば、減損損失を認識する。この場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減額分を減損損失として当期の特別損失とする。資産グループののれんを加えることによって算定される減損損失の増加額を、原則として、のれんに配分する。

② IFRS

IFRS では、のれんの償却は行わない。また、のれんに減損の兆候がある場合に減損テストを行うほか、毎年必ず減損テストを行わなければならない。減損テストの目的上、のれんはシナジー効果が期待される資金生成単位、もしくは資金生成単位グループに配分される。

IFRS では減損の兆候があるかどうかを評価する上で、少なくとも、資産価値が予想よりも大幅に低下したことを示す兆候や、資産の老朽化・物理的損傷の証拠の存在などを考慮する。また、定期の減損テストについては、毎年同時期に実施する。

減損テストは、のれんを含む資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額を比較し、回収可能価額が帳簿価額を下回れば、減損損失を純損益として認識する。この場合、のれんを含む資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額の差額を、まず資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額から減額し、残りをその他の資産に比例配分する。

(2) 会計処理の違いによるメリット・デメリット

日本会計基準と IFRS ののれんの扱いの違いには、それぞれメリット・デメリットがある（図表 2）。

まず、日本会計基準ではのれんを償却し、その償却した額が販管費に計上されるため、償却費の分だけ営業利益が小さくなる。その点、IFRS では償却を行わないため、償却費が M&A を妨げることはないといえる。ただ、償却を行わない IFRS では、M&A に伴うのれんが積みあがっていくことになるため、例えば世界的な経済の低迷があった場合には多額の減損損失を認識することとなり得る。日本会計基準では定期的な償却を行うため、このようなリスクは比較的小さいだろう。

また、日本会計基準では減損の兆候がなければ減損テストを行わないが、IFRS では毎年減損テストを行うことによる負担が生じる。また、IFRS における減損の認識が「too little, too late」（認識する損失額が小さく、認識のタイミングが遅い）であるという問題が広く指摘されている。減損テストはのれんを含む資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額を比較するため、取得事業の回収可能額が帳簿価額を下回っていても、回収可能額が帳簿価額を上回る既存事業

と結合された結果、結合後の回収可能額が帳簿価額を上回り減損が認識されないことが考えられる（シールドディング効果）。IFRS ではのれんを償却しないため、このシールドディング効果などによって、のれんの減損の認識について、損失額が小さかったり、認識のタイミングが遅れてしまったりする場合がある。

そのほか、日本会計基準ののれんの会計処理に関しては、IFRS や米国会計基準とは特に償却の有無が異なるため、国際的な比較可能性が低くなることが不利な点として考えられる。

図表 2 のれんの扱いの違いによるメリット・デメリット

	日本会計基準	IFRS
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 償却をすることでのれんが過度に積みあがらず、経済低迷時の影響を軽減できる ➤ 減損の兆候がない限り、減損テストのコストがかからない 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 償却に伴う利益への影響がない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 償却費が営業利益を圧迫する ➤ 他国企業との比較可能性が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 減損テストを毎年行うことに伴うコストがかかる ➤ 減損テストだけでは、のれんの価値の低下を十分に、適時に認識できない可能性がある

（出所）大和総研作成

（3）のれんの償却をめぐる議論と各会計基準の考え方

のれんの償却については、国際的に長く議論されてきた。IFRS 第3号「企業結合」の2004年の導入以降、のれんの償却は廃止された。IFRS がのれんを非償却としている背景には、のれんの耐用年数は予測することができず、その償却の額は恣意的なものになり、定額法で償却したとしても投資家などに対して有用な情報を提供することはできないといった考えがある。

しかし、適用後レビューにおいてのれんの償却を支持する声があったこと等が指摘され、のれんの償却の再導入を含め、基準の改善に向けた検討が行われた。2020年3月には、IASB（国際会計基準審議会）が議論を踏まえ、のれんの会計処理に関するディスカッションペーパー（DP）を公表した。先述の「too little, too late」問題について減損テストの有用性を高めることによる対応は難しいという状況を受け、のれんの償却の是非について検討された。DPでは、検討の結果、償却を再導入せず減損テストのみを行う形を維持するという予備的見解が示された。ただし、この結果は僅差で採決されており、さらにステークホルダーの意見が求められた。ステークホルダーから寄せられたフィードバックにおいても意見は分かれていたが、2022年11月にIASBはのれんを償却しないモデルを維持することを決定した。

IASB がのれん非償却の維持を決定した背景には、性質面とコスト面の理由がある。性質面については、のれんの耐用年数が有限であるか否かの見解が一致せず、どちらかが正しいことを示すような根拠がなかった。コスト面についても、償却モデルを採用することで会計上のコストを大幅に削減するような証拠は見つからなかった。そのため、従来の非償却のモデルをあえて変更するような理由がなかったとされている。

なお、米国会計基準においてものれんは非償却とされているが、IASB と同様にのれんの償却を導入することについて議論が行われていた。2019年7月にはのれんの償却に関する意見募集も行われたが、2022年6月にのれんを償却しないモデルを維持することとされた。

一方、日本会計基準では一貫してのれんを償却するモデルが維持されている。償却する理由としては、「企業結合に関する会計基準」第105項において、下記のように言及されている。

- 企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対応が可能になる
- のれんは投資原価の一部であることに鑑みれば、のれんを規則的に償却する方法は、投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方とも首尾一貫している
- 企業結合により生じたのれんは時間の経過とともに自己創設のれんに入れ替わる可能性があるため、企業結合により計上したのれんの非償却による自己創設のれんの実質的な資産計上を防ぐことができる
- 価値が減価した部分の金額を継続的に把握することは困難であり、かつ煩雑であると考えられるため、ある事業年度において減価が全く認識されない可能性がある方法よりも、一定の期間にわたり規則的な償却を行う方が合理的である
- のれんのうち価値の減価しない部分の存在も考えられるが、その部分だけを合理的に分離することは困難であり、分離不能な部分を含め「規則的な償却を行う」方法には一定の合理性がある

先述ののれんに関する国際的な議論においても、ASBJ はのれんを償却すべきというスタンスであった。例えば、2020年3月に公表されたIASBのDPに対してASBJは、のれんは耐用年数が有限の減耗性資産であるという考えや、シールディング効果とこれに起因する「too little, too late」問題に対処するために償却が必要であるという見解を示している。IFRSの考え方の一つである、のれんの耐用年数は予測できないという点に関しては、耐用年数や減価の困難さはのれんに限ったものではなく、また、取得する企業の事業について情報の入手や分析を十分に行った上で取得の決定をするため、耐用年数の見積もりも可能であると指摘している³。

IASBが2022年11月にのれんを償却しないモデルを維持することを決定した後も、ASBJはのれんを償却すべきという考えを継続している。IASBは、開示を改善すること等による「too little, too late」問題の解消に向けた検討をしており、2024年3月には公開草案を公表した。公開草案に対してASBJは2024年7月にコメントを提出しているが、このコメントにおいても、シールディング効果などに関する課題の解消にはのれんの償却の再導入が必要であると引き続

³ <https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20201228.pdf>

き考えていることを示している⁴。

このように、日本会計基準と IFRS の間で、のれんは耐用年数が有限の減耗性資産であるか、償却することで有用な情報を提供できるかといった点で考え方が異なる。今後のわが国におけるのれんの償却に関する議論をウォッチしていく上で、(2) で述べたメリット・デメリットだけではなく、のれんの性質に関する考え方の違いを押さえておくことが重要となる。

3. 論点を踏まえた今後の展望

(1) のれんの非償却を求める声の高まり

のれんの非償却が認められるようになるかを考察する上で、わが国の各団体の考え方を確認したい。日本経済団体連合会、日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会は、いずれも IASB の 2020 年 3 月の DP、2024 年 3 月の公開草案に対して、償却の再導入を主張している⁵。わが国では、企業、投資家、会計監査人に関するそれぞれの団体がこれまでののれんの償却を支持する姿勢をとっていたことが分かる。

しかし、スタートアップを成長させる M&A の促進という観点から、のれんの非償却を求める意見もある。具体的には、経済同友会をはじめとする複数の民間団体が財務会計基準機構 (FASB) に対し、①のれんの償却だけでなく非償却も認める選択制を適用すること、②のれんの償却費を営業外費用もしくは特別損失に計上すること、について速やかに検討を始め、①は「スタートアップ育成 5 か年計画」の終期である 2027 年度までに結論を出すよう要望している⁶。②についてはより早期に、2026 年度の結論・措置の可能性も含めた検討を要望している。

経済同友会やスタートアップ関連団体がのれんの非償却を求める背景は、これらの団体が作成した資料や提言を基に整理すると、大きく分けて三つある (図表 3)。

図表 3 のれんの非償却が求められる背景

国際競争における不利	<ul style="list-style-type: none"> ➤ のれん償却を義務付ける日本会計基準は、日本企業と欧米企業における会計数値の企業間比較の障害となっている ➤ IFRS 対応のグローバル企業は、のれん定期償却による営業利益や当期利益への影響を考慮する必要がなく、日本企業よりも積極的な買収価格を提示しやすい
------------	--

⁴ <https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/20240712.pdf>

⁵ 日本経済団体連合会「IASB ディスカッションペーパー『企業結合-開示、のれん及び減損』へのコメント」(2020 年 12 月 28 日)、「IASB 公開草案『企業結合-開示、のれん及び減損』へのコメント」(2024 年 7 月 12 日)、日本証券アナリスト協会「DP『企業結合-開示、のれん及び減損』について」(2020 年 12 月 28 日)、「公開草案『企業結合-開示、のれん及び減損』について」(2024 年 7 月 12 日)、日本公認会計士協会「IASB ディスカッション・ペーパー『企業結合-開示、のれん及び減損』に対する意見について」(2020 年 12 月 28 日)、「IASB 公開草案『企業結合-開示、のれん及び減損 (IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号の修正案)』に対する意見について」(2024 年 7 月 16 日)

⁶ 経済同友会「のれんの非償却の導入およびのれん償却費計上区分の変更に関するテーマ受付表」(2025 年 5 月 30 日)

ビジネスモデルの変化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現代の成長セクターは無形資産型ビジネスモデルである ➤ のれんを経年劣化で減耗する有形資産に類似させて捉えるよりも、時価会計的な捉え方で価値の再評価を行う方が実態に合っている
心理的・財務的ハードル	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自己資本比率や純資産規模の小さいスタートアップを買収すると、買収金額の大部分がのれんとして計上される ➤ 買収企業にとっては、のれん定期償却により表面の営業利益や当期利益が目減りすることになる ➤ 金融機関によっては、大きなのれんにより営業利益が赤字になることを理由に、ローンの提供を躊躇することもある

(出所) 経済同友会「のれんの非償却の導入およびのれん償却費計上区分の変更に関するテーマ受付表」(2025年5月30日)、日本プライベート・エクイティ協会「日本会計基準におけるのれん定期償却の見直しによる日本のM&Aマーケットの更なる成長に向けた提言」(2025年3月4日)より大和総研作成

実際、経済同友会が会員およびスタートアップ経営者を対象に実施したアンケートによれば、のれんの規則的償却がM&Aを検討する上での障害となっていると回答した経営者の割合は、73.6%であった。具体的な障害としては、のれん償却費の負担増加が利益成長を上回る「のれん負け」のリスクや営業利益率の低下、国際・米国会計基準の会社との買収競争で不利になることなどが挙げられた。また、45.8%の経営者は、のれんの償却負担を考慮してM&Aを断念したことがあると回答した。そして、93.9%の経営者が日本会計基準におけるのれんの規則的償却の廃止もしくは選択的に賛同した⁷。

前章で詳述したように、のれんの償却・非償却にはそれぞれメリットがあり、またのれんの性質に関する考え方も異なる。しかし、これまで日本では米国と比較してM&Aの件数・金額ともに乏しく、「スタートアップ育成5か年計画」や東京証券取引所の「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」でもスタートアップに係るM&Aを促進する重要性が指摘されてきた。今後、のれんの非償却を求める声はますます高まっていくのではないかと見られる。

(2) のれんを非償却とすること以外の方法

1. で述べた通り、のれんの会計処理に関して「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」では、短期的な措置として「のれん償却費の計上区分を現状の営業費用から営業外費用へと変更すること」、中期的な措置として「のれんを非償却とすること」が挙げられている。このうち前者について、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第380項に、現在の会計処理でのれん償却費が営業費用となっている理由が記されている。先述の通り、日本会計基準では「企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対応が可能になる」、「のれんは投資原価の一部であることに鑑みれ

⁷ 経済同友会「[のれんの規則的償却に関するアンケート調査結果](#)」2023年7月6日。

ば、のれんを規則的に償却する方法は、投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方とも首尾一貫している」といった理由からのれんを償却している。そのため、「企業結合後の収益が営業収益に計上される限り、のれんを含む投資原価の償却分も営業費用に計上し、投資原価の回収状況を営業損益として表示することが企業結合会計基準の趣旨に合致するものと考えられた」とされている。したがって、のれん償却費を営業外費用にすることについては、会計処理の整合性を踏まえた議論が必要である。

また、規制改革推進会議の「スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ」第4回（2025年3月28日）では、のれんの償却について、選択制を導入する意見も見られた。ただし、選択制には主に二つの課題がある。一つが、のれんを償却する企業と、償却しない企業間の比較可能性が損なわれることである。日本会計基準ののれんの会計処理のデメリットとして、国際的な比較可能性が低いことを挙げたが、国内の企業間での比較可能性の低下は情報利用者にとっての有用性に影響を与え得る。

もう一つが恣意的な選択が行われ得ることである。「企業結合に関する会計基準」第108項では、「選択適用については、利益操作の手段として用いられる可能性もある」という理由で選択制を認めないこととしたとされている。IFRSでも同様に、比較可能性と信頼性の両方が低下する可能性から、選択制が設けられなかった。選択制を導入する場合には、こうした課題を解消する必要があるだろう。

（3）IFRSの導入という選択肢

のれんを非償却としたい企業は、IFRSを適用するという方法をとることもできる。実際、わが国では286社がIFRS適用済の会社となっている（2025年6月末時点）⁸。IFRSを導入することで、のれん償却費による営業利益の圧迫を防ぐことができるほか、のれんに限らず会計処理に関する国際的な比較可能性を確保することが可能になる。

しかし、企業がIFRSを導入する上では、様々なコストがかかると考えられる。日本会計基準からIFRSに移行するにあたって、システムの変更や運用するための人員への教育をはじめとしたイニシャルコストが想定される。また、IFRSの導入後も、例えば、連結財務諸表にはIFRSを適用することができるが、個別財務諸表は日本会計基準に沿って作成する必要がある等、ランニングコストがかかる。

企業がM&Aを積極的に行っていく上でのれん償却費が懸念点となる場合には、上記のコストを踏まえたIFRSの導入が選択肢となり得る。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」にも「のれん非償却を内容とする国際会計基準（IFRS）の任意適用の拡大に向けた更なる対応を検討する」とあったが、日本会計基準を改正する以外に、IFRSの導入がしやすい環境作りをし、IFRS適用企業を増やすことも一つの方向性として考えられる。

⁸ <https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/ifrs/02.html>（2025年7月4日アクセス）

(4) のれんに関する議論の展望

最後に、ASBJ でのれんの償却・非償却に関する検討がされる場合の議論のプロセスについて確認する。日本会計基準の開発（改正を含む）は、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」に従って行われる。まず、企業会計基準諮問会議（基準諮問会議）が審議テーマや優先順位等について審議し、重要性または緊急性の高いものについて ASBJ に提言する。ASBJ は原則として、基準諮問会議の提言を尊重し、審議テーマを決定する。もしくは、ASBJ が基準諮問会議に対して、審議テーマについての検討を要請することもできる。また、緊急性がある等の場合は、ASBJ の審議において審議テーマを決定することができる。

決定されたテーマについて ASBJ で審議を行っていく際には、専門委員会を設置した上での調査審議や、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象としたアウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）が必要に応じて行われる。ASBJ での審議の結果、委員の 5 分の 3 以上の賛成があった場合、公開草案を公表し、広く一般から意見を募集する。公開草案の公開期間は原則として 2 カ月以上とされている。寄せられた意見について改めて審議が行われ、最終的な会計基準が公表される（公開草案を再度公表することになる場合もある）。

このように、基準の改正には審議テーマの決定、審議、公開草案の公表といったプロセスがあり、今回の「規制改革推進に関する答申」などを受けて、すぐさまのれんを非償却とする改正が行われるわけではないだろう。IFRS とは異なる日本会計基準におけるのれんに対する考え方や、わが国で広くのれん償却が支持されていたことを踏まえると、例えばのれんは耐用年数が有限の減耗性資産か否かといった性質に関する検討や、アウトリーチの実施などを経る必要も想定される。加えて、IASB では 2024 年 3 月に公表した公開草案へのコメントを受けて、再審議を進めている。仮にのれんの非償却を導入する場合には、IFRS が参考にされると考えられ、IASB での議論の様子もうかがう必要があるだろう。これらの要素を考慮すると、のれんの償却・非償却に関する審議が行われる場合は、時間を要すると予想される。日本会計基準でのれんを非償却とすることは、わが国の企業に大きな影響があるものであり、今後の動向が注目される。